

砥部町教育委員会告示第 1 号

学校教育法施行令第 8 条に基づく、就学すべき学校の変更について

学校教育法施行令第 8 条に基づく、就学すべき学校を変更する場合の許可基準及び手続きは次のとおりとする。

平成 27 年 1 月 5 日

砥部町教育委員長 森永とめ子

1. 許可基準

	許可理由	許可期間	添付書類
1	学期途中における転居等で、保護者が希望する場合	小学校 1 ～ 5 年生 中学校 1 ～ 2 年生 学期末又は 学年末まで 小学校 6 年生 中学校 3 年生 卒業まで	
2	家屋の新築等により転居が確定していて、入居までの期間建築場所の校区に通学を希望する場合	転居まで	建築確認通知書の写し及び契約書の写し
3	保護者の就労、病気療養等により、帰宅後の保護監督が困難で、他の保護監督者宅等を通学の拠点として通学を希望する場合（小学生のみ適用）	保護監督が可能となる日まで	預かる側の契約書と保護者の勤務先就労証明書
4	身体上の理由により通学距離に配慮を必要とし、正規の学校への通学が困難と認められる場合	卒業又は事由が解消するまで	医師の診断書
5	転居により児童又は生徒が転校することで、いじめ、不登校、新環境への不適応等が懸念されるため、継続して就学することが望ましいと認められる場合	卒業まで	
6	いじめ等、学校の指導などにもかかわらず、改善が見られず転校が適当と認められる場合	卒業まで	
7	特別支援学級への入級を希望し、当該校にその学級がない場合	特別支援学級在籍期間	
8	その他特別な事情と判断される場合	必要と認められた期間	

2. 手続

保護者は、就学すべき学校の変更を申し出るときは、区域外就学（校区外通学）承諾願を砥部町教育委員会へ提出するものとする。